労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第１項の規定により、令和８年10月26日大阪府結核予防会労働組合中央執行委員長岸上浩子から、次のとおり争議行為を行う旨の通知があった。

令和８年11月２日

大阪府知事　吉村　洋文

１　事件

年末一時金等の要求に関する件

２　日時

令和８年11月６日から本問題の解決に至るまでの期間

３　場所

次に掲げる施設において、大阪府結核予防会労働組合の組合員が従事する全職場

名　　称	所　　在　　地
一般財団法人大阪府結核予防会	大阪市中央区道修町四丁目６番５号
一般財団法人大阪府結核予防会堺複十字診療所	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地
一般財団法人大阪府結核予防会大阪複十字病院	寝屋川市打上高塚町３番10号

４　概要

救急外来患者及び入院中の重症患者用保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキ、その他の争議行為を実施する。